

平成 2 5 年度

志木市下水道事業特別会計予算

平成25年度志木市下水道事業特別会計予算

平成25年度志木市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,621,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成25年2月21日提出

志木市長 長 沼 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,356
	1 負担金	3,356
2 使用料及び手数料		837,247
	1 使用料	837,207
	2 手数料	40
3 繰入金		702,581
	1 一般会計繰入金	702,581
4 繰越金		25,000
	1 繰越金	25,000
5 諸収入		2,516
	1 延滞金及び加算金	5
	2 預金利子	10
	3 貸付金元金収入	2,500
	4 雑収入	1
6 市債		50,600
	1 市債	50,600
歳入	合計	1,621,300

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		636,485
	1 総務費	636,485
2 事業費		124,057
	1 事業費	124,057
3 公債費		857,758
	1 公債費	857,758
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	1,621,300

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
志木市水洗便所改造資金融資あっせん制度による金融機関に対して行う損失補償	平成25年度から完済の日まで	志木市と金融機関で協議のうえ貸付を行った貸付金及びこれに伴う利子

第3表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
荒川右岸流域下水道事業	50,600	普通貸借又は は 証 券 発 行	4.0 % 以 内	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。